まちづくりＷＡＫＡＢＡＤＡＩ
「若葉台地区まちづくり協議会」規約

（名 称）
第１条　この会の名称は、まちづくりＷＡＫＡＢＡＤＡＩ「若葉台地区まちづくり協議会」（以下「協議会」という。）といい、事務所を鳥取市立若葉台地区公民館内に置く。

（目 的）
第２条　若葉台地区において、魅力ある住みよいまちづくりを推進するため、市との連携のもとに若葉台地区まちづくり計画の策定及びその推進を図ることを目的とする。

（構 成）
第３条　協議会は若葉台地区内の団体をもって構成する。
２　協議会を運営する委員（以下「委員」という。）は、団体の代表及び会長の推薦を受けた者をもって構成する。
(1)　若葉台地区内の各種団体
(2)　協議会が支援する若葉台地区内の団体
(3)　協議会の目的に賛同した若葉台地区内の企業
(4)　若葉台地区の居住者で会長の推薦を受けた者
（小学生、中学生、高校生、高齢者など各階層の代表を含む）

（役 員）
第４条　協議会に次の役員を置く。
(1)　会　長　　１名
(2)　副会長　　若干名
(3)　事務局長　　１名
(4)　会　計　　１名
(5)　理　事　　若干名
(6)　監　事　　２名

（役員の職務）
第５条　役員の任務は、次のとおりとする。
(1)　会長は、協議会を代表し、会務を総括し、会議を招集する。
(2)　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
(3)　事務局長は、会長および副会長を補佐し、協議会の会務を掌理する。
(4)　会計は、協議会の運営に伴う経理事務を担当する。
(5)　理事は、協議会の運営に伴う業務を補佐する。
(6)　監事は、協議会の会計監査を行う。

（役員の選出）
第６条　第４条で定める(1)～(6)の役員は、総会において委員のなかから選任する。
２　役員に欠員を生じたときは、総会の議決により委員のなかから補充することができる。

（役員の任期）
第７条　役員の任期は１年とし、再任を妨げない。

（会 議）
第８条　協議会に次の会議を置く。
⑴　総　会
⑵　役員会

（総 会）
第９条　総会は、委員をもって構成する。
２　総会は、会長が招集する。
３　総会は、委員の過半数が出席することによって成立する。
４　議長は、出席者の中から選出する。
５　総会は、次の事項を協議する。
⑴　規約の変更に関すること。
⑵　事業計画に関すること。
⑶　予算及び決算に関すること。
⑷　その他協議会が第２条の目的を達成するための基本事項に関すること。
６　総会の協議は、合意に達するまで相互に努力を重ね、協議結果については相互に尊重する。

（役員会）
第１０条　役員会は、役員を持って構成する。
２　前条第２項及び第３項の規定は、役員会の開催について準用する。
３　役員会は、協議会の運営について協議する。

（委員の職務）
第１１条　委員は、協議結果について、若葉台地区住民に理解を求めるように努めるものとする。
２　第３条第１項第３項に定める委員は、その所属する団体の意見をまとめ、これを協議会に反映させるよう努めるものとする。

（専門部会）
第１２条　会長は、総会に諮って、専門的事項を調査研究するための専門部会を置くことができる。
２　専門部会は、会長が指名する委員をもって構成する。
３　専門部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。
４　部会長は、専門部会で調査研究した結果を総会に報告するものとする。

（会 計）
第１３条　協議会の運営に必要な経費は、会費、補助金、寄付金その他の収入をもって充てる。
２　協議会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年の３月３１日に終了するものとする。

（補 則）
第１５条　この規約に定めるもののほか、必要な事項は、総会に諮って会長が定める。

付 則
1.　この規約は、平成２０年４月２７日から施行する。
2.　この規約は、平成２２年５月　９日に一部を改正する。
3.　この規約は、平成２３年５月１５日に一部を改正する。
4.　この規約は、平成２４年５月１３日に一部を改正する。